

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第二条の二)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の九)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)

第二款 準備金(第二十条—第二十一条)

第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二條—第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)

第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十三条—第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の五)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の五)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十—第三十八条)

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の八)

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第六款の二 同上

第七款 同上

第七款の二 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 その他の特例（第三十九条―第四十条の三の二）

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条―第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の四―第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条―第五十七条の九）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の二）

第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例（第六十条）

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十一条）

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 取用等の場合の課税の特例（第六十四条―第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条

第十款 同上

第四節の二 同上

第一款 同上

第二款 同上

第五節 同上

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第一節の二 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十条の二）

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）

第四節 同上

第四節の二 同上

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

の五の二)

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例(第六十五条の六)

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(第六十五条の七―第六十六条の二)

第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六条の三)

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等(第六十六条の四・第六十六条の四の二)

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十六条の五)

第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(第六十六条の五の二・第六十六条の五の三)

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十六条の六―第六十六条の九)

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第六十六条の九の二―第六十六条の九の五)

第八節 その他の特例(第六十六条の十―第六十八条の七)

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(第六十八条の八)

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例(第六十八条の九―第六十八条の四十二)

第十一節 連結法人の準備金等(第六十八条の四十三―第六十八条の五十九)

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八条の六十一・第六十八条の六十二)

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第六十八条の六十二の二)

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八条の六十三)

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特

第三款 同上

第四款 同上

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第一款 同上

第二款 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 同上

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十三節の二 同上

第十四節 同上

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特

定事業法人の課税の特例（第六十八條の六十三の二）

- 第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八條の六十四・第六十八條の六十五）
- 第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八條の六十六）
- 第十七節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八條の六十七）
- 第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八條の六十八・第六十八條の六十九）
- 第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
 - 第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八條の七十―第六十八條の七十三）
 - 第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八條の七十四―第六十八條の七十六）
 - 第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八條の七十六の二）
 - 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八條の七十七）
 - 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八條の七十八―第六十八條の八十五）
- 第二十節 削除
- 第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八條の八十七）
- 第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二）
- 第二十三節 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例
 - 第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八條の八十九）
 - 第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十八條の八十九の二・第六十八條の八十九の三）
- 第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例
 - 第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十一―第六十八條の九十三）

第十四節の三

定事業法人の課税の特例（第六十八條の六十三の二）
連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例
（第六十八條の六十三の三）

- 第十五節 同上
- 第十六節 同上
- 第十七節 同上
- 第十八節 同上
- 第十九節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第二款の二 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
- 第二十節 同上
- 第二十一節 同上
- 第二十二節 同上
- 第二十三節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
- 第二十四節 同上
 - 第一款 同上

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第六十八条の九十三の二―第六十八条の九十三の五)

第二十五節 連結法人のその他の特例(第六十八条の九十四―第六十八条の百十一)

第四章 相続税法の特例(第六十九条―第七十条の十三)

第四章の二 地価税法の特例(第七十一条―第七十一条の十七)

第五章 登録免許税法の特例(第七十二条―第八十四条の六)

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例(第八十五条―第八十六条の五)

第二節 酒税法の特例(第八十七条―第八十七条の八)

第二節の二 たばこ税法の特例(第八十八条―第八十八条の四)

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例(第八十八条の五―第九十条の三)

第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の三の四)

第二款 その他の特例(第九十条の四―第九十条の七)

第三節の三 航空機燃料税法の特例(第九十条の八―第九十条の九)

第三節の四 自動車重量税法の特例(第九十条の十―第九十条の十五)

第四節 印紙税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第七章 利子税等の割合の特例(第九十三条―第九十六条)

第八章 雑則(第九十七条―第九十八条)

附則

(用語の意義)

第二条 省 略

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十の三 省 略

十の四 連結親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。

十の五 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人

第二款 同上

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

(用語の意義)

第二条 同上

2 同上

一 十の三 同上

十の四 連結親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

十の五 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人

人をいう。

十の六 連結法人 法人税法第二條第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。

十の七、三十一 省略

3・4 省略

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四條の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二條第一号に規定する勤労者が、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるものの営業所又は事務所(以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。)において同法第六條第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。)の預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条及び次条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。)を、同法第二條第二号に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四條第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四條第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。))が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四條第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。))に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一、四 省略

子法人をいう。

十の六 連結法人 法人税法第二條第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

十の七、三十一 同上

3・4 同上

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四條の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二條第一号に規定する勤労者が、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるものの営業所又は事務所(以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。)において同法第六條第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。)の預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条及び次条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。)を、同法第二條第二号に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四條第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。))が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四條第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。))に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一、四 同上

(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。)の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。)を、前条第一項に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。))が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。)(に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。)(を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一 四 省略

2510 省略

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に国内において支払を受けるべき剰余金の配当で次に掲げる受益権の収益の分配に係るもの(以下この条において「私募公社債

(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。)の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。)を、前条第一項に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。))が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。)(に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。)(を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 四 同上

2510 同上

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の二 同上

等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。)については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 省略

二 特定目的信託(その信託契約の締結時において資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者(第八条の四第一項第五号、第八条の五第一項第六号、第九条の三第五号、第九条の三の二第一項第五号及び第三十七条の十一第二項第四号において「原委託者」という。)が有する社債的受益権の募集が公募(金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われたものを除く。)
(の社債的受益権(第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。))

255 省略

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等(第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。)又は同法第二十四条第一項に規定する配当等(第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等その他政令で定めるものを除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。)で次に掲げるもの(以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所

一同上

二 特定目的信託(その信託契約の締結時において資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者(第八条の四第一項第四号、第八条の五第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第四号において「原委託者」という。)が有する社債的受益権の募集が公募(金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われたものを除く。)
(の社債的受益権(第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。))

255 同上

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)

第八条の四 同上

得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条第二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。））。第九条の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受ける配当等以外のもの

二・三 省略

四 特定受益証券発行信託（その信託法（平成十八年法律第百八号）第三條第一号に規定する信託契約（次条第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第三号の二において「信託契約」という。）の締結時において委託者が取得する受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものに限る。）の収益の分配

五 省略
六 省略

2・3 省略

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオーブ

一 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条第二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。））。第九条の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受ける配当等以外のもの

二・三 同上

四 同上
五 同上

2・3 同上

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオーブ

ン型の証券投資信託の収益の分配及び同法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。）の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「準支払者」という。）を含む。）は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子、同法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日）から一月以内（準支払者が交付する場合には、四十五日以内）に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

558 省 略

（確定申告を要しない配当所得等）

第八条の五 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二百二十条、第二百二十三条若しくは第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第二百一十一条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百一十一条第三項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上当該利子等に係る利子所得の金額又は配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二百二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十二の二第九項（

ン型の証券投資信託の収益の分配及び同法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。）の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「準支払者」という。）を含む。）は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子、同法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日）から一月以内（準支払者が交付する場合には、四十五日以内）に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

558 同 上

（確定申告を要しない配当所得等）

第八条の五 同 上

第三十七条の十三の第二十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第六号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下であるもの

二 国若しくは地方公共団体又はその他の内国法人（第七号において「内国法人等」という。）から支払を受ける前条第一項第一号に掲げる利子等又は配当等

三・四 省略

五 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が前条第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の収益の分配

六 省略

七 省略

2 5 省略

（配当控除の特例）

第九條 省略

2 省略

3 個人の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「及び金銭の分配」とあるのは、「金銭の分配及び租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配」と、同号ロ中「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」と、同項第二号及び第三号中「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」とする。

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下であるもの

二 国若しくは地方公共団体又はその他の内国法人（第六号において「内国法人等」という。）から支払を受ける前条第一項第一号に掲げる利子等又は配当等

三・四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

2 5 同上

第九條 同上

2 同上

（配当控除の特例）

第九條 同上

2 同上

3 個人の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「及び剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配及び租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配」と、同号ロ中「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」と、同項第二号及び第三号中「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」とする。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例)

第九条の三 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四條第一項に規定する配当等(以下この条及び次条において「配当等」という。)で次に掲げるものに係る同法第七十條、第七十五條、第七十九條、第八十二條及び第二十三條の規定並びに第八條の三第二項及び第三項並びに前條第一項及び第二項の規定の適用については、同法第七十條、第七十五條第二号、第七十九條第一号、第八十二條第二号並びに第二十三條第一号及び第二項第二号の規定並びに第八條の三第二項第二号並びに前條第一項及び第二項の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一 第三十七條の十一第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等が所得税法第二十五條第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人(次條第一項において「大口株主等」という。)以外の者が支払を受けるもの

二・三 省略
四 特定受益証券発行信託(その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八條の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。)の収益の分配
五 省略

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。)若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる利子等(同法第二十三條第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第四項において同じ。)又は配当等で政令で定めるもの(国内において支払われるものに限るものとし、第九条の四の二第一項の規定の適用を受ける収益の分配を除く。以下この条において「上

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例)

第九条の三 同上

一 第三十七條の十一第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等が所得税法第二十五條第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人(次條第一項において「大口株主等」という。)以外の者が支払を受けるもの

二・三 同上
四 同上

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 同上

場株式等の配当等」という。)の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(第四項において「支払の取扱者」という。)は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の十五(第一号に掲げる配当等でその配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に対し交付をするものについては、百分の二十)の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一三 省略

四 特定受益証券発行信託(その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。)の収益の分配

五 省略

六 省略

25 省略

(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)

第九条の四 省略

2 省略

3 所得税法第七条第一項第四号、第七十四条、第七十五条及び第二百二十二条第三項の規定は、特定目的信託(信託された資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産が主として有価証券であるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の受託法人(所得税法第六条の三に規定する受託法人(第二条の第二項において準用する同法第六条の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。)をいう。)が当該特定目的信託の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

4 所得税法第七条第一項第五号、第七十八条、第七十九条並びに第二百二十二条第一項及び第二項の規定は、同法第八十条の二第一項に規

一三 同上

四 同上

五 同上

25 同上

(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)

第九条の四 同上

2 同上

3 所得税法第七条第一項第四号、第七十四条、第七十五条及び第二百二十二条第三項の規定は、特定目的信託(信託された資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産が主として有価証券であるものとして政令で定めるものに限る。以下この項及び第五項において同じ。)の受託法人(所得税法第六条の三に規定する受託法人(第二条の第二項において準用する同法第六条の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。)をいう。)が当該特定目的信託の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

4 所得税法第七条第一項第五号、第七十八条、第七十九条並びに第二百二十二条第一項及び第二項の規定は、同法第八十条の二第一項に規

定する外国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する公社債等につき同法第六十一条第一項第八号（同号ハを除く。）又は第九号に掲げる国内源泉所得（以下この項において「特定国内源泉所得」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の八 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条及び次条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。次条において同じ。）に開設した同号に規定する非課税口座に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該非課税管理勘定に係る第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条及び次条において「配当等」という。）のうち次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものであるものに限る。第三十七条の十四第二十六項及び第二十七項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

定する外国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する公社債等につき同法第六十一条第一項第八号（同号ハを除く。）又は第九号に掲げる国内源泉所得（以下この条において「特定国内源泉所得」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。

5 所得税法第七條第一項第五号、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項の規定は、特定目的信託の受託法人（同法

第六條の三に規定する受託法人（第二條の二第二項において準用する同法第六條の三第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。）が当該特定目的信託の信託財産に属する公社債等につき特定国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の八 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。）に開設した同号に規定する非課税口座に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該非課税管理勘定に係る第三十七条の十四第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。）のうち次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものであるものに限る。第三十七条の十四第二十五項及び第二十六項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)

第九條の九 金融商品取引業者等の営業所に第三十七條の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座(以下この条において「未成年者口座」という。)を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる第三十七條の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等(以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。)の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払を受けるべき当該未成年者口座内上場株式等の配当等のうち前条各号に掲げるもの(当該金融商品取引業者等が同条に規定する国内における支払の取扱者であるものに限る。以下この条並びに第三十七條の十四の二第二十七項及び第二十八項において「未成年者口座内上場株式等の配当等」という。)については、所得税を課さない。

一 第三十七條の十四の二第五項第三号に規定する非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該未成年者口座に当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間

二 第三十七條の十四の二第五項第四号に規定する継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該未成年者口座に当該継続管理勘定を設けた日から当該未成年者口座を開設した者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までの間

2 | 未成年者口座及び第三十七條の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに同条第六項に規定する契約不履行等事由(以下この条において「契約不履行等事由」という。)が生じた場合には、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該未成年者口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

3 | 前項の規定の適用があつた未成年者口座内上場株式等の配当等につい

ての第八条の五第一項の規定の適用は、同条第四項の規定にかかわらず、前項の契約不履行等事由が生じた時に支払があつたものとみなされた当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額ごとに行うものとする。

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)

第十条 青色申告書を提出する個人はその年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該試験研究費の額の百分の十(試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。)に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の前年の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)

第十条 青色申告書を提出する個人はその年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該試験研究費の額の百分の十(試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。)に相当する金額(以下この項及び第八項第四号において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の前年の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額(次項から第六項までにおいて「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2

青色申告書を提出する個人はその年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該特別試験研究費の税額控除割合(百分の十二から当該年分の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したものをいう。)を乗じて計算した金額(以下この項及び第八項第四号において「特別研究税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該特別研究税額控除限度額が、当該個人の前年の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額から所得税額基準控除済金額(前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額をいう。)を控除した残額を超えるときは、その

2| 中小事業者で青色申告書を提出するものその年分（前項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の百分の十二に相当する金額（以下この項において「中小事業者税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

3| 青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額（その年において前二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。）がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該個人のその年分の調

控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

3| 青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人はその年における繰越税額控除限度超過額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において第一項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4| 政令で定める中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものその年分（前三項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の百分の十二に相当する金額（以下この項及び第八項第五号において「中小企業者税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該中小企業者税額控除限度額が、その年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

整前事業所得税額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相当する金額を限度とする。

一 その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二 その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち前号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

4 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年から平成二十九年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。この場合において、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

5 | 一・二 省略
省 略

5 | 青色申告書を提出する個人はその年分（第一項から第三項までの規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越中小企業者税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越中小企業者税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年における繰越中小企業者税額控除限度超過額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において前項の規定によりその年の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 | 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年から平成二十九年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）の年分において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

7 | 一・二 同上
同 上

6| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 調整前事業所得税額 事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額をいう。

三 省略

四 中小事業者 中小事業者に該当する個人として政令で定めるものをいう。

五 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者（第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者をいう。以下この号において同じ。）に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

六 比較試験研究費の額 第四項の規定の適用を受けようとする年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年）（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。以下この項及び第九項において「適用年」という。）前三年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。次号において同じ。）の合計額を当該適用年前三年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の年に限る。）の年数で除して計算

8| 同上

一 同上

二 同上

三 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は第四十二条の四第十二項第五号に規定する中小企業者に委託する試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

四 繰越税額控除限度超過額 第三項に規定する個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又は特別研究税額控除限度額のうち、第一項又は第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいう。

五 繰越中小企業者税額控除限度超過額 第五項に規定する個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における中小企業者税額控除限度額のうち、第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

六 比較試験研究費の額 第六項の規定の適用を受けようとする年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年）（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。以下この項及び第十二項において「適用年」という。）前三年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。次号において同じ。）の合計額を当該適用年前三年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の年に限る。）の年数で除して計

した金額をいう。

七・八 省略

7) 省略

8) 第一項から第四項までの規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された試験研究費の額又は特別試験研究費の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9) 前三項に定めるもののほか、第四項に規定する個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を適用年の三年前の年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同年から当該適用年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の計算その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10) その年分の所得税について第一項から第四項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十條（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）」とする。

算した金額をいう。

七・八 同上

9) 同上

10) 第一項及び第二項、第四項又は第六項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

11) 第三項又は第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は第四項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第三項又は第五項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

12) 第八項から前項までに定めるもののほか、第六項に規定する個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を適用年の三年前の年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同年から当該適用年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の計算その他第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13) その年分の所得税について第一項から第七項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十條（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）」とする。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例）

第十條の二 青色申告書を提出する個人の平成二十六年又は平成二十七年の各年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）において、当該各